

平成25年2月

## 歯科技工士法施行規則一部改正の件について

歯科医療の未来を語る懇談会

代表 脇本 征 男

標記の件につき所見を申し述べさせていただきます。

そもそもこの問題は、わが国の歯科医療業界において「歯科技工の海外委託」という違法行為が罷り通り市井に混乱を招いている問題が表面化し、行政と業界団体がその対策として打ち出したことの一環として認識しております。

従来、世界に冠たる「国民皆保険制度」のわが国において、日技の酒井清二会長時代より、歯科技工士の「健康保険制度内の位置づけ」ということが業界組織としての大命題であり、その一里塚としての業界自らの「設備構造基準」を確立させ、制度認定のハードルをクリアし、一ランクグレードアップさせる必然性に迫られたのです。しかし、後の佐野、中西両執行部も継続政策としては引き継がれましたが実現には至らなかったのです。

佐野執行部時代より厚生労働省との折衝等に「イロハ」から勉強され、関わってこられた一人ラボ経営者でもある古橋博美現日技会長のこの時期に、国策として成就されると云うことはまことに皮肉なことではあります。これで、日技が以前から歯科技工士法に伴う問題解決に対して「法に不備がある。法に穴がある」と云っては会員の意見や告発を退けてきた面目は達成されたのでしょうか。

私も一人ラボの域を出ず、4月から施行される厳しい管理基準は、歯科技工所としての業務は一層苦しいものになります。

法制定並びに業界組織創立爾来60年になんなんとする現在においても、尚、経済基盤の確立が為されておられません。当然のことながら「健康保険制度」には歯科技工士はみんな関わり、今もその影響下で業を行っています。

昭和63年5月30日の「大臣告示」いわゆる「7：3」問題はその制度における希望的兆しと期待を持たせたまま魑魅魍魎な恣意的解釈が横行し頓挫の状態です。みなさんお忘れではございませんかと云いたい。

### 歯科技工士の意見

1, 矛盾を禁じ得ません。保険制度にも入れない歯科技工所。違法行為である「歯科技工の海外委託」をほったらかしで、国内歯科技工所を締め上げるのか。理解に苦しみます。

2, 歯科技工録の義務化は何のためだろうか。国民に何の利益があるのだろうか。

- 3, 歯科技工指示書があるのだから、これで記録は十分ではないでしょうか。
- 4, 保険の補綴物を保険医療機関ではない歯科技工所に委託製作を認めているながら、歯科医院と技工所の流通に関する国の管理体制が全く不備である。
- 5, 歯科医師の「歯科技工指示書発行」を義務化し、それに伴う保険点数を新設することが先決であり、こちらの整備が急務と考えます。
- 6, 歯科技工士法には、指示書の保存義務と帳簿類とあるだけです。「歯科技工録」の文言はどこにもありません。まして技工録の記録と保存は明記されておりません。  
「技工録」は「帳簿類」には合致しないでしょう。技工録は歯科技工士法違反ではないでしょうか。
- 7, 技工録をそのまま放置したら、全国の歯科技工所ではこれから後何年も苦勞が付きまといまふ。これは絶対廃止すべきです。
- 8, 先日の最高裁の判断で、薬のネット販売が認められました。一企業が国を相手に戦って勝ちました。あの事案も、薬事法に「ネット販売禁止」の文言がなかったからとも云われております。
- 9, あまりに多様な記載事項は、歯科技工所の生産性の妨害の恐れを禁じ得ず、経費の増大を招き、歯科技工所にマイナスの負荷を科すだけのことです。
- 10, 歯科技工士は医療業ではなく単なる製作業だと主張する輩のいる中で、そうだとするならば歯科医療制度外の事業所が、何故ここまでやらなければならないのか。

様々な意見が寄せられましたが、議論を盛り上げ、反対の姿勢を貫き、戦いの必要性を強く感じます。

基本的に遵法精神を尊重し、現行法である歯科技工士法の精神を真に生かし、これ以上恣意的解釈で余計な拘束が負荷されることにより、本来の業務に支障が生じないように心して業を営むことに専心したい。

以上